

確定拠出年金がスタートして6年目を迎えようとしている中で、既に参加されていた方も60歳の定年を迎えるケースが多くなってきました。定年退職時にどのような手続きをしたらよいのか、また年金の裁定請求の仕方についてご説明いたします。

定年退職時の手続きと裁定請求の仕方

1. 定年退職時の手続き

DC資格喪失日の認識

60歳に達したとき加入者の資格を喪失する仕組みとなっています。60歳に達したときとは60歳の誕生日の前日であり、その日が資格喪失日となります。具体的には、9月1日が誕生日の場合、60歳に達した日は8月31日であり、その日が資格喪失日となります。また資格喪失日の該当月の前月までが拠出月となるため、上記の例ですと掛金の拠出は7月分までとなります。

定年退職時の手続き（事業主）

60歳到達者についての「加入者資格喪失通知書」の提出は不要です（提出書類は他にありません）。

定年退職時の手続き（加入者）

加入者は60歳になると自動的に勤務先企業の運用指図者となります。受給資格要件を満たせば60歳から年金または一時金を受け取ることも可能（併給も可能）です。受給資格要件を満たさない場合、受給資格要件（下記参照）を満たすまで、運用指図者として運用のみを続けることとなります。

受給資格を得ると記録関連運営管理機関（日本レコード・キーピング・ネットワーク）より「受給資格のお知らせ」が郵送されますので、運営管理機関（岡三証券）に裁定（年金または一時金の受け取り）請求を行ってください。

尚、受給資格を得ても、裁定請求をしなければ70歳まで運用をしていくこととなります（70歳から強制的に受給開始となります）。

老齢給付金の受給資格要件

請求時の年齢	受給資格を満たす 通算加入者等期間
60歳以上61歳未満	10年
61歳以上62歳未満	8年
62歳以上63歳未満	6年
63歳以上64歳未満	4年
64歳以上65歳未満	2年
65歳以上	1月

2. 裁定請求の仕方

受給資格を得て裁定請求をする場合、次のステップにより行います。

裁定請求書の選択

「裁定請求書」には（年金、年金・一時金併給用）と（一時金用）の2種類の請求用紙があります。ここでは、年金で貰いたいのか、一時金で貰いたいのかを家計の経済状況や年金資産額等から判断し選択していただきます。

年金受け取りで請求する場合の商品選択

○分割取崩型商品

年金支給開始前の運用商品（元本確保型、投資信託等の商品）での運用を継続し、裁定請求時に選択した支給予定期間、年間支給回数に応じて、年金を受給します。

- ・支給予定期間（規約に掲載）
5年、10年、15年、20年等
- ・年間支給回数（規約に掲載）
1回、2回、4回、6回、12回等

○年金商品

年金商品とは年金支給開始後専用の運用商品（生命保険会社の年金専用商品）を指します。年金支給開始後は、年金商品で運用をしながら、年金を受給します。

- ・支給予定期間（規約に掲載）
10年、15年、20年、終身等
- ・年間支給回数（規約に掲載）
1回、2回、4回、6回、12回等

税制措置

一時金で受給の場合

退職所得として課税されますが、「退職所得控除」の適用がありますので、その場合は「退職所得の受給に関する申告書」の提出が必要となります。

年金で受給の場合

雑所得として課税されますが、「公的年金等控除」の適用がありますので、確定申告を行うことにより、所得が調整されます。

最後に裁定請求は手続きがやや面倒な為、ご不明な点は運営管理機関にお尋ねいただき、よく理解された上で書類提出をお願いいたします。